

報告7 「地域医療福祉拠点整備モデル地区構想」に係る地域密着型 サービス事業所の公募について

1 事業整備区域等に係るUR都市機構との協議状況

事業区域を南街区と北街区に分けて、段階的に整備を進めている。 ・ ・ 裏面参照

【南街区（約12,494㎡）】

令和3年9月に、南街区における事業者公募に係る確認書をUR都市機構と締結し、同月13日からUR都市機構が事業者公募手続きを開始した。

「福祉施設を整備する敷地（福祉街区：最低限度2,000㎡）」と、「医療施設を整備する敷地（医療街区：最低限度10,000㎡）」に分け、次の内容を公募条件として、それぞれの事業者を一体的に募集した。

福祉街区では、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」、「地域密着型介護老人福祉施設」、「面積100㎡以上の地域交流スペース（上記地域密着型介護老人福祉施設内に設置）」を必須施設として整備

医療街区では、「外来診療を含む医療施設（病院又は診療所）」を必須施設として整備
令和3年12月17日に、UR都市機構が開札を行い、落札事業者として、福祉街区に「社会福祉法人 研水会」、医療街区に「医療法人 研水会」が決定した。

○上記事業者を地域密着型サービス事業者として内定する。

【北街区（約3,035㎡）】

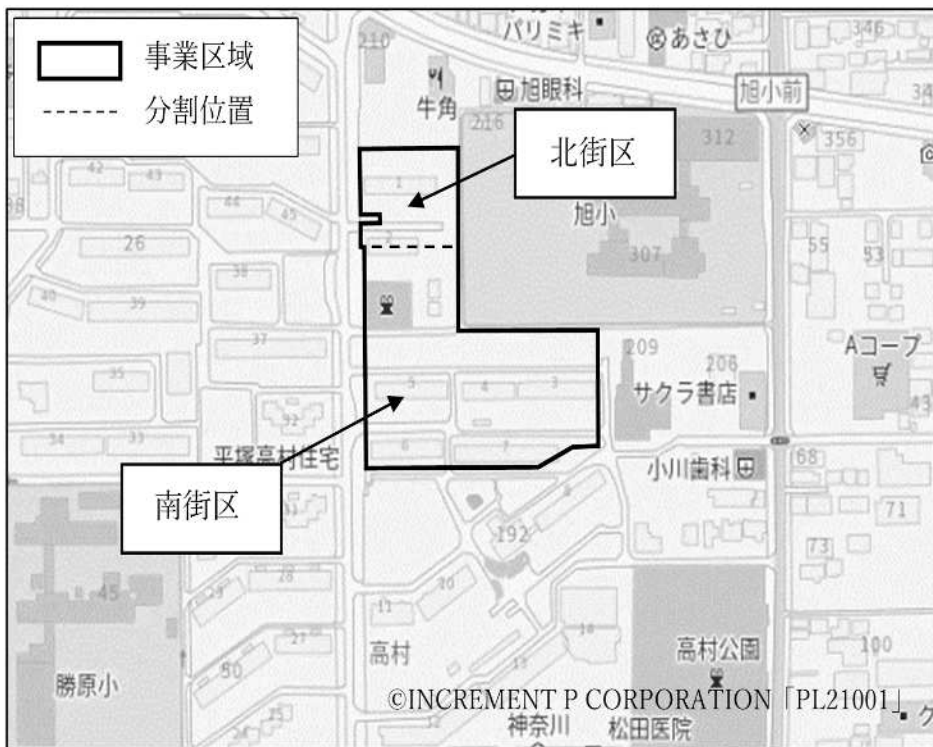
若者・子育て世代を含む誰もが訪れる「ふれあい」と「にぎわい」の創出に資する機能の誘致を目指し、市が運営する地域交流スペースなどの整備について、UR都市機構と協議を進めている。

2 南街区における今後のスケジュール（予定）

福祉街区では、令和4年12月に事業者へ土地引渡、令和6年3月31日までに開設

医療街区では、令和4年3月に事業者へ土地引渡、土地引渡から5年以内に開設

3 事業整備区域の配置図



以上